

平成 21 年度教育委員会の教育目標・基本方針について

第 1 多摩市教育委員会の教育目標

多摩市は、「新たな支え合いの仕組み」の考え方に基づき、市民の力、地域の力を生かした多摩市らしいまちづくりを推進していくため、(仮称)第五次総合計画の策定に着手しています。一方、多摩市教育委員会においても、10年後を見据えた、多摩市教育委員会の目指す教育の姿とその実現に向けた基本姿勢を示すものとして、(仮称)多摩市教育ビジョンの策定に取り組んでいるところです。

また、新学習指導要領の完全実施に向けて、本年度より適切な対応を図ってまいります。

このために、多摩市教育委員会は、前年度の目標を継承し、その趣旨を活かした教育を推進していくため、以下の「平成 21 年度の教育目標及び基本方針」を設定します。

＜多摩市教育委員会：教育目標＞

- 1 多摩市教育委員会は、子どもたちが知性、感性、道徳心及び体力をはぐくみ、人間性豊かな市民として成長することを願うとともに、「わたしがつくる我がまち多摩」の意識の醸成を目指し、
 - 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
 - 市民の一人として、地域社会に貢献しようとする人間
 - 自ら学び、考え、行動する個性と創造力豊かな人間の育成に向けた教育を重視していきます。
- 2 教育は、学校・家庭・地域それぞれが責任を果たし、連携して行わなければならないものであるとの認識に立ち、すべての市民が教育に参加することを目指していきます。
- 3 すべての市民が豊かな教養を培い、自己実現を図り、心身の健康を維持・増進するとともに、主体的・積極的にさまざまな活動に参加し、相互の交流や連帯感をはぐくむなど、あらゆる場で学び支え合うことができる地域社会の創造を目指し、
 - 家庭・学校・地域と連携した青少年の健全育成
 - 社会教育施設の機能の充実、文化財・歴史資料の保存・収集・活用の推進
 - 学習の機会や情報の提供による家庭教育支援など社会教育の充実に努めます。

第2 教育委員会の基本方針

1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

すべての大人、子どもたちは、人権尊重の理念を正しく理解し、認識を深めるとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められています。

このため、人権教育及び心の教育の充実により権利と義務、自由と責任についての認識を深めるとともに、子どもたちの個性や主体性を尊重しつつ特別支援教育を推進し、公共心を持ち、自立した個人を育て、生き生きと活躍できる共生社会の形成に資する教育を推進します。

2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長

グローバル化と通信情報技術が進展するなかで、社会環境の変化に対応できるよう、子どもたち一人ひとりの思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められています。このため、基礎的な学力の向上を図り、子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進し、特色ある学校づくりに努めます。

3 「市民の教育参加」と「学校運営の改革」の推進

教育改革の進むなか、学校・家庭・地域の協働と市民の教育参加を進め、市民感覚と経営感覚をより重視して、教育行政を力強く展開することが求められています。

このため、校長のリーダーシップのもと、市民の参画を得て、充実した学校運営体制を確立するとともに、透明性の高い開かれた学校づくり、市民に信頼される魅力ある学校づくりを進めます。

4 「総合的な教育力」と「社会教育」の充実

少子高齢化と価値観の多様化が進むなかで、子どもたちの健やかな成長を社会全体で支え、市民の一人ひとりが自己実現を図り、活力ある地域社会を築いていくことが求められています。

このため、公民館、図書館を通じた学びの機会を充実し、市民のボランティア意識がより高まるよう支援するとともに、文化財・歴史資料の保存・収集・活用に努めます。

また、家庭・学校・地域の教育力が向上するように、それらの連携を支援するとともに、家庭教育支援の充実を図ります。